令和４年（ワ）第４５号　福島原発避難者損害賠償請求事件（第４陣訴訟）

原　告　芹川輝男外１０１名

被　告　東京電力ホールディングス株式会社

原告ら第４準備書面

（損害論・故郷（ふるさと）喪失と甚大な精神的苦痛について）

２０２３（令和５）年１月２５日

福島地方裁判所いわき支部　合議１係　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　小野寺　利　孝

同　鈴　木　堯　博

同　広　田　次　男

同　米　倉　勉

同　鈴　木　延　枝

同　佐　藤　剛　志

同　菅　野　哲

同　磯　秀一良

同　　永　山　健　太　郎

同　　大　木　裕　生

同　　櫛　田　　啓

同　　三　浦　学　人

原告ら訴訟副代理人弁護士　　杉　原　悠　記　子

外

目次

第１　はじめに..... 9
第２　地域（コミュニティ）＝故郷の実体と意義 9
第３　原告らの生活の場としての故郷とその喪失 9
１　生活の場としての故郷..... 10
（１）コミュニティ..... 10
ア　コミュニティとは..... 10
イ　原告らが営んできたコミュニティ及びその内容 10
（ア）家族とのコミュニティ..... 10
①安心し楽しい生活..... 10
②故郷を離れた住民にとってのコミュニティ 11
③ペットも大切な家族であること..... 12
④小括..... 12
（イ）親戚とのコミュニティ..... 13
①親戚とのつながり..... 13
②親戚が来訪することを想定した自宅 13
③親戚との協力..... 13
④親戚がいることで安心した生活ができたこと 14
（ウ）近隣の住民や友人とのコミュニティ 14
①隣組による冠婚葬祭の手伝い..... 14
②近隣住民との行事やイベントを通じた交流 14
③子育てを通じた友人関係..... 15
④おすそ分け（生活費代替機能）、助け合い（相互扶助・共助・福祉機能）..... 15
⑤小括..... 15
（エ）仕事を通じたコミュニティ..... 15

①仕事仲間とのコミュニティ..... 15
②消費者としての地域住民とのコミュニティ 16
③故郷の発展の主体としてのコミュニティ 16
④小括..... 17
（オ）地域で担ってきた役割を通じたコミュニティ 17
①原告らが担ってきた役割..... 17
②行政区や隣組の組長..... 17
③地域の社寺や宗教行事を通じた役割 18
④学校・子供会ごとの交流..... 18
⑤地域における役割と人格発達..... 18
（カ）趣味を通じたコミュニティ..... 18
（キ）まとめ..... 19
①密接なコミュニティによる安心した生活 19
②密接なコミュニティを作り上げる努力 19
（２）自然..... 20
ア　景観..... 20
イ　自然の恵みの採取とおすそわけ..... 21
（ア）自然の恵みの採取..... 21
（イ）家庭菜園や農業..... 22
（ウ）おすそわけ..... 22
ウ　自然の中での生活..... 22
（ア）自然は遊び場であったこと..... 22
（イ）季節豊かな自然..... 23
（ウ）植栽..... 24
（３）自宅..... 24
ア　地域の一部としての自宅..... 24
（ア）自宅と地域..... 24

（イ）多くの人が集まれるよう作った自宅 24
（ウ）近隣住民が日常的に交流していたこと 25
（エ）地域コミュニティと自宅..... 25
イ　思い入れのある自宅..... 25
（ア）故郷の象徴としての自宅..... 25
（イ）代々継承される家としての「自宅」、努力の結晶である自宅 ... 26
ウ　小括..... 27
（４）文化..... 27
ア　本件事故前の伝統文化..... 27
（ア）お寺の伝統文化..... 27
（イ）地域の祭りなどの伝統文化..... 28
（ウ）地域の象徴ともいうべき有名な祭り 28
（エ）地域の行政区が主体となるお祭りやイベント 29
（オ）伝統文化保存の取り組み..... 29
２　生活の場としての故郷の喪失..... 30
（１）コミュニティの喪失..... 30
ア　帰還した住民が少ないこと..... 30
イ　若者世代の帰還者が少ないこと..... 31
ウ　賠償格差によるコミュニティの破壊 31
エ　原発作業員の流入によるコミュニティの変化 31
オ　小括..... 32
（２）自然の喪失..... 32
ア　本件事故後の故郷の自然の現状..... 32
（ア）除染されていないこと..... 32
（イ）景観の破壊..... 32
イ　自然の恵みの採取ができなくなったこと 33
ウ　植栽もできなくなったこと..... 34

エ　自然の中での生活ができなくなったこと 35
オ　小括..... 35
（３）**自宅の喪失**..... 35
ア　原告らの自宅の損傷..... 35
イ　盗難等..... 36
ウ　コミュニティの一部としての自宅..... 36
エ　自宅の放射能汚染..... 37
オ　小括..... 37
（４）伝統文化の喪失、変容..... 37
ア　帰還しないことによる伝統文化の中断 37
イ　住民構成の変化による伝統文化の中断 38
ウ　避難先などでの再開はできないこと 38
エ　若者世代が帰還しないことによる伝統文化の喪失 38
オ　再開した祭りの変容..... 39
カ　他の地域の祭りに参加できればよいというものではないこと 40
キ　小括..... 40
第４　生産の場としての故郷とその喪失..... 40
１　生産の場としての故郷 40
（１）**農業活動**..... 41
ア　故郷における農業の意義..... 41
（ア）農業という営み..... 41
（イ）農地への愛着..... 42
イ　第一陣原告らの例..... 42
ウ　農業とやりがい..... 43
エ　農業と地域との関わり..... 43
オ　農業と地域振興..... 45
（２）農業以外の自営業..... 45

ア　故郷における農業以外の自営業の意味 45
イ　第一陣原告らの例..... 45
（ア）第一陣原告６２番の例..... 45
（イ）第一陣原告２４番の例..... 46
（ウ）第一陣原告５番の例..... 46
（エ）その他の第一陣原告の例..... 46
（３）その他の会社などへの就職..... 46
２　生産の場としての故郷の喪失..... 47
（１）**農業**..... 47
ア　農地が使えないこと..... 47
イ　放射線汚染により農業ができないこと 47
ウ　除染による農業の再開の困難..... 48
エ　「福島産」の評判悪化による農業の再開困難 48
オ　コミュニティの喪失による農業再開の困難 48
カ　他の地域での営農では代替できないこと 49
（２）自営業、その他の会社などでの職業生活 49
ア　消費者の喪失..... 49
イ　営業基盤の喪失..... 50
ウ　職場の倒産や移転..... 50
エ　避難に伴う転勤による仕事の喪失..... 51
（３）**小括**..... 51
第５　一体性としての生産と生活の諸条件..... 51
１　総論..... 51
２　生産と生活の諸条件の一体性とコミュニティ 52
（１）コミュニティと故郷の維持..... 52
（２）人間関係の多様性..... 53
第６　故郷の喪失による甚大な精神的苦痛..... 53

１　コミュニティの喪失による精神的苦痛..... 53
２　自然環境の破壊による精神的苦痛..... 54
（１）自然環境の破壊による精神的苦痛..... 54
（２）自然からの採取活動（マイナーサブシステンス）喪失による精神的苦痛
..... 55
３　自宅の喪失による精神的苦痛..... 56
（１）自宅の喪失による精神的苦痛..... 56
（２）自宅の喪失による精神的苦痛は、住民らに共通していること 58
４　文化の継承（長期継承性・固有性）が絶たれる事に対する精神的苦痛 ... 58
５　精神的拠り所としての故郷の喪失..... 59
６　小括..... 61

第１　はじめに

本書面は、原告らが「故郷喪失」と総称するところの内実、及び故郷喪失に伴う甚大な精神的な苦痛の実態について、第一陣の立証成果を踏まえ主張するものであり、訴状の第１１の故郷喪失慰謝についての１及び２について補充するものである。

第２　地域（コミュニティ）＝故郷の実体と意義

原告らは、訴状において、原告らが主張する「故郷」とは、単に当該地域それ自体を指すものではなく、故郷とは、「原告ら避難者が本件原発事故前までその日常生活を送ってきた場、なりわい（生産）を営んできた場、そういうものとしての地域である」と主張した（甲Ｂ３１、４頁）。

また、第一陣仙台高裁判決では、故郷及び故郷喪失の損害評価について、以下のように判示した。すなわち、「このような地域における住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体について、これを一応「故郷」と呼ぶこととし、法的保護に値する利益と評価した上で、それが本件事故により侵害されたことによる損害について賠償を命ずることは、前記のとおり避難を余儀なくされた慰謝料や避難生活の継続による慰謝料を算定しただけでは評価しつくされない損害について、むしろ地域社会全体が突然避難を余儀なくされて容易に帰還できず、仮に帰還できたとしても、地域社会が大きく変容してしまったという本件の被害の実態に即した損害の評価の在り方として適切である。」という内容である。

第３　原告らの生活の場としての故郷とその喪失

以下では、原告らが居住していた故郷の実体を述べ、それが本件事故後、喪失したことを述べるが、ここでは、生活の場としての故郷とその喪失について述べる。生活の場としての故郷を構成するものとしては、コミュニティ、自然、自宅、文化があげられる。

1　生活の場としての故郷

（1）コミュニティ

ア　コミュニティとは

コミュニティとは、人と人がつながって作る社会関係の一つのあり方である（甲Ｂ３１、6頁）。

原告らの故郷では、親戚や近隣住民など、多様な人々が密接なコミュニティを作り、その中で生活していた。

イ　原告らが営んできたコミュニティ及びその内容

（ア）家族とのコミュニティ

①安心し楽しい生活

原告らは、故郷において、配偶者、子ども、孫、親、祖父母、ペットとともにひとつ屋根の下で生活してきた。

また、一緒に生活していなくても、同じ敷地内であるとか、極めて近いところに家族で生活していたことが多かった。こういう場合は、食事を一緒にとり、そのときにその日の話を交流するなどして、密接なコミュニケーションをとっていたことも多かった。

「近くに長男夫婦の家族の家がありました。長男の家族は、2つの建物を行ったり来たりしていて、食事はいつも一緒に食べていました。（第一陣原告１７番の供述）」

これは、故郷の住民の多くが、家族との生活を大切に考え、家族で助け合って生活するという思いを強く持っていたからである。

家族が身近にいるために、故郷での生活は楽しく、安心したものであった。

たとえば、第一陣原告４６番は、子どもや孫と同居していたわけではないが、子どもや孫が、車で15分ほどの近いところで生活していた。そして、子どもが共働きであったため、当該原告は、土曜日、日曜日はよく孫の面倒を見ていた。生活リズムの違いはあっても、食事を一緒にとったり、孫と祖

父母が一緒にお風呂に入ったりして、当該原告夫婦と子ども、孫は、一緒に生活していた（第一陣原告４６番の供述）。

また、第一陣原告２番は、「長男一家の家の隣地に家を建て、このように長男家族が（近くに）居住しているからこそ、それまで住んでいたいわき市から移転したものでした。老後に向けて、同居しているのと同じように行き来ができるので、いつでも息子や孫の顔を見ることができました。また、具合が悪くなったり、何かあったときにもすぐに来てもらえるので、私は安心して、幸せに毎日を送っていました。」と述べている（第一陣原告２番の供述）。

第一陣原告７番も、息子家族、孫と３世代で同居していた。

「孫の昇汰君は、私が毎日、全面的に迎えに行ってました。（お迎えの時間は）私にとっては大変楽しい、充実した日々でした。（昇汰君の）お風呂は、私が毎晩入れてました。楽しみでした。やっぱり一緒にお風呂に入って歌なんか歌ってね、入ってました。（昇太君は）私の遊び相手というか、小さいので私もかわいがっていましたんで、やっぱり休みのときは孫に子供用のバットとかボールを買って、一緒にキャッチボールとかなんかもやってました。三輪車を買っておいたので、海の方まで一緒に遊びに行ってたことが多々あります。（第一陣原告７番の供述）」

「家族で鍋を囲み、一日の出来事を話し、孫たちと笑いが絶えませんでした。今、思い出しただけでも涙が出てきます（第一陣原告１９番の供述）。

「（本件事故前は）仕事から帰って来てずっとしゃべっているような、とても仲のいい家族でした。（第一陣原告２６番の供述）」

このように、原告らにとって、祖父母、子、孫との生活は、人生に生きがい、豊かさを与えるものであるとともに、いつでも助け合える家族がいるということで、安心した日常生活を与えるものでもあった。

②故郷を離れた住民にとってのコミュニティ

また、一度故郷を出た住民にとっても、故郷の両親や祖父母の介護や面倒

を見るという目的のため、故郷は将来帰ることが想定されていたことが多かった。

例えば、第一陣原告１５番は、「おふくろさんを面倒見たい」という思いと、「生まれ育った故郷ですから、いずれ返って生活しようというような考えで（いた）」ため、故郷である楢葉町に戻ってきた（第一陣原告１５番の供述）。

「長男が大学を卒業すれば親の務めも終わると思っていました。私は高校を卒業して東京に出て暮らしていても、いずれ故郷に錦を飾りたいという思いをずっと持ち続けていました。私が高校の同窓会でこのような思いを話すと、多くの友人たちが同じ思いを持っていました。（第一陣原告３７番の供述）」

③ペットも大切な家族であること

また、ペットの犬や猫は、原告らにとって人間である家族となんら違いはなかった。

たとえば、第一陣原告４４番は、「子供がもう自立に向けて頑張っていたので、犬を飼って主人と子ども同様に過ごしていきたいと思っていました。」

「（夫も犬を）朝から晩までとにかく子供以上にかわいがり、アイスキャンディを上げたり、とにかく一緒に寝たり、もう本当に家族同様、子どもと一緒でした。（第一陣原告４４番の供述）」と述べており、ペットが子どもと同然で、まさに家族として一緒に生活していたことを述べている。

ペットは、人間とは異なり、物理的に助け合うということはあまりないが、それでも原告ら住民の心の支えや生きがいだったのであり、人間である家族と何ら違いはなかった。

④小括

このように、家族が一緒に生活したり、近くに生活したりすることは、何気ない日常であるが、原告らにとってかけがえのない生活の一部であり、生

きがいでもあった。

（イ）親戚とのコミュニティ

①親戚とのつながり

原告らの故郷では、親戚は同じ地域に集中して生活していることが多く、原告らは、「本家」「分家」など、親戚とのつながりを日常的に非常に大事にして生活してきた。

「このあたりの言葉で、親戚のことを「まけ」と言います。毎日のように、（親戚の）誰かが家を訪れるのです。先ほど述べたように、農家は忙しいですから、忙しいことを予想してくるのですが、それでも来れば1時間ぐらい話をして行きます。「これうまそうだな。」と言って、収穫した野菜などを持っていってくれます。若い人はあまり来ませんが、年寄りはたいした用事がなくても寄っていきます。こうした「まけ」との交流は、私にとってはとても大事な時間でした。（第一陣原告１７番の供述）」

②親戚が来訪することを想定した自宅

盆暮れ正月には、親戚が一堂に会して交流を行うため、自宅は多くの親戚が集まれるよう広い部屋を作るということも普通であった。

「私の家は本家筋の長男にあたりますから、盆や正月は、親戚一同が集まり、一緒に過ごすのが慣例でした。おおよそ20人くらいにはなったと思います。そういった慣例も今となっては、実現不可能です（第一陣原告１２番の供述）」

③親戚との協力

冠婚葬祭では、親戚や近隣住民が総出で手伝いを行っていた。

「隣組では、何となく言葉の合わせはしなくても、困ったところにはみんなで助け合うというふうな、自然とそういうふうなことになっていましたし、どこかでうちで不幸があればみんなで助け合う、葬儀まで全部みんな隣組でやるというふうな状況でありました。（第一陣原告１９番の供述）」

「前は各自宅で葬儀を行っていたので、みんな親戚の人とか隣組の人みんなで協力してやっていました。隣組の人は、料理全般と、あといろいろ役割があって、いろいろやっていましたけど。隣組が一番重要というか、いろいろ任せられてやっていました。（第一陣原告５６番の供述）」

④親戚がいることで安心した生活ができたこと

親戚は血のつながりがあるため、近隣住民と比べても、さらに頼りやすく、親戚が近くにいることは、何かあったら助け合えるという安心して生活できるという環境を作っていた。

「夫の実家が代々、請戸の地で生活していたので多くの親戚が浪江で暮らしておりました。また、親族で工務店を経営していたこともあり、それぞれの家を建築するのを手伝ったり、お互いの関係は単なる近所の親戚というものではありませんでした。親戚であり、仕事仲間であり、友人でした。浪江で親族に囲まれて生活する環境は、何があっても必ず助け合えるという安心感に満たされていました。（第一陣原告５６番の供述）」

（ウ）近隣の住民や友人とのコミュニティ

①隣組による冠婚葬祭の手伝い

原告らの故郷では、近隣住民は隣組を作り、共同で生活していた。

前述のとおり、「冠婚葬祭も隣組で役割が決まっておりまして、みんなで協力して地域の方が参加してお手伝いする（第一陣原告９番の供述）」という関係性があった。

②近隣住民との行事やイベントを通じた交流

隣組や集落で、イベントをやり、交流を深めることも行われていた。

たとえば、浪江町の仲沢という集落では、本件事故前に近所の住人との付き合いが多く、「集会、春の芋煮会、あとは秋の焼肉会といいますかバーベキュー会」などが毎年行われており、地域住民が神楽を奉納するなどして参加していたお祭りもあった（第一陣原告５５番の供述）。

③子育てを通じた友人関係

また、子育てなどを通じた友人関係も濃密であった。

「この地域で子育てを通じてできた４人の友達は、私の人生のなくてはならない、心の友になりました。お店が休みのときには、みんなで集まり、お茶を飲みながら子育ての話や世間話を楽しく談笑したり、たまに４人で旅行に行ったりして、人生を謳歌していました。（第一陣原告５番の供述）」

④おすそ分け（生活費代替機能）、助け合い（相互扶助・共助・福祉機能）

また、隣組に限らず、近隣住民や家族、親戚間で、農作物や自然からとれた魚、山菜などをおすそ分けをしあい、近くまで来たら家によって話をして、困りごとがあれば助け合うという環境があった（訴状で主張した、生活費代替機能、相互扶助・共助・福祉機能。）

⑤小括

こうした関係を通じて、近隣住民はお互いのことを信頼し、頼りあえる関係性があった。

「近所の人たちは、顔見知りどころかよく知った人ばかりです。隣の家の窓が開けっぱなしのときは閉めてあげ、布団を干したままのときは取り込んであげることもありました。旅行に行って留守にするときなどは、お互いに留守中のことを頼んだりします。（第一陣原告１４番の供述）」

（エ）仕事を通じたコミュニティ

①仕事仲間とのコミュニティ

原告らは、それぞれ地域において職業に就いていた。その職場でのコミュニティもまた、原告らにとって、故郷での重要な人間関係であったことは言うまでもない。

「お友達との食事とか飲み会、たまにお友達とお出かけをして、楽しい時間を過ごしていました。（お友達とは）ご近所の方とか、あとお勤めしてい

ましたので職場の方とのグループです。私の自宅で飲み会、食事会を主に（やっていました。）（第一陣原告１３番の供述）」

②消費者としての地域住民とのコミュニティ

また、自営業を営む原告らは、その事業の消費者の多くは地域の住民であるため、その事業を通じて地域住民とかかわっていた。

例えば、第一陣原告４番ら夫婦は、「1989 年には、夫は独立して、自宅兼動物病院を建設し、「イザワ動物病院」を開設しました。夫の病院のように、ペットなどの小型の動物を扱う動物病院は、双葉町内にはほかにありませんでした。また、夫の動物病院では、外来のみならず入院も受け付け、また、治療だけでなく、ペットのトリミングなども行っていました。病院の経営が軌道に乗るまでは大変でしたが、原発事故が起こるまでは地元の皆さんに多く利用していただいておりました。（第一陣原告４番の供述）」

「(動物病院のお客さんは)地元双葉町、お隣の浪江、大熊、双葉郡内と遠くは都路など、相双地域全域から幅広くから来ていただいていました。診察とかお薬を取るのもそうなんですけど、それ以外の農家のおじちゃん、おばあちゃんとか病院に来ながら野菜を届けてくださったり、そういう意味ではよく来ていただいていました。病院が単なる病院じゃなくて、ご近所の方の社交場にもなっていました。主人が大動物で往診に行ってた時のおじいちゃん、おばあちゃんとかが、お米が取れたとか野菜ができたって言っては、子供たちや奥さんに食べさしてなんて言ってもってきてくれてました。うちの病院は本当に近くに厚生病院という病院があったんですけど、お年寄りの方は運転とかできないので、診察が終わって、おうちの方が迎えに来てもらうことが多かったので、なかなかおうちの方も用事を足したりしている間に、うち(自宅のリビング)でお茶を飲みながら休んで待っているというような場になっていました。（第一陣原告４番の供述）」

③故郷の発展の主体としてのコミュニティ

さらに、たんに事業を行っていたということを超えて、事業を通じて地域

と関わっていた原告も少なからずいる。

例えば、第一陣原告６２番は、富岡町で味噌店を営んでいたが、富岡町の町おこし政策の一つに関わっていた。すなわち、富岡町では、「有・機・利サイクル」構想というものがあり、この構想は、都市部から堆肥を作る工場を誘致し、そこにホテルや学校や一般家庭からの食物残渣を運び込んで、そこで加工して堆肥を農家に回し、農家はその有機肥料を使って有機作物、有機米を作って特産物を作って、消費者に回すことで町おこしをするという循環サイクルである。

この構想に、第一陣原告６２番は妻とともに関与していた。すなわち、第一陣原告６２番の妻が有・機・利サイクル研究会の副会長であり、広い家があり、工場もあったため、多くの人が集まることもでき、試作品を作ることができた。そのため、当該店舗は、富岡町の「有・機・利サイクル」構想を通じて、多くの富岡町の住民や農家、事業者と関わっていた（第一陣原告６２番の供述）。

④小括

このように、原告らの職業は、原告らにとって、単に生活の糧を得るというだけでなく、職場の仲間や故郷の住民とのコミュニティの場でもあり、また生活する場である故郷をより良くするための活動の場でもあったのである。

（オ）地域で担ってきた役割を通じたコミュニティ

①原告らが担ってきた役割

原告らは、それぞれ地域で様々な役割を担っていた。たとえば、行政区の区長や隣組の組長、氏子の代表などである。

②行政区や隣組の組長

行政区の区長や隣組の組長は、その業務の過程で多くの住民と会い、その悩みや要望などを聞く立場であり、地域住民にとってもなくてはならないも

のであった（行政代替機能）。

③地域の社寺や宗教行事を通じた役割

第一陣原告９番は、神社の氏子総代をやっており、春と秋の祭典に際し、神事の手伝いや神社の環境保全、お札とかお護摩の注文を取るなどしていた（第一陣原告９番の供述）。

後述の通り、地域にとって祭りは地域の交流の重要な機会である。そして、神社では毎年、祭りが開催されているため、氏子総代の役割もまた、住民や他の氏子仲間と深いかかわりを持っていた。

④学校・子供会ごとの交流

また、地区の子供会やスポーツ少年団、幼稚園、小学校、中学校、高校の役員、地区のバレーボールチームなど、故郷には様々な団体があり、その団体を通じた交流も盛んであった（第一陣原告４番の供述）。

⑤地域における役割と人格発達

このように、原告らは地域の中で、それぞれ何らかの役割を担い、その役割を通じて故郷の住民との交流を深めてきた。

このことは、役割を担っていた原告らにとって、誇りでもあり、アイデンティティの一つでもあった（人格発展機能）。

「いろんな役職をしていて、周りの方から役員をやってくださいというふうに頼まれることが多かった。そこそこ信頼されてるんだろうなという、そういう感じで、大変ありがたく思っていました（第一陣原告２４番の供述。」

（カ）趣味を通じたコミュニティ

上記以外にも、故郷では趣味を通じたコミュニティも活発であった。

「私は以前から、俳句と書道の趣味を持っておりました。楢葉の町でも、老人会のクラブ活動で、俳句の会や書道の会に参加するのを楽しみにしていました。しかし、避難指示によってこうした地域のつながりはすべて断絶し

て、住民は散り散りになりましたから、その仲間との交流も途絶えてしまいました。地域での人と人のつながりがすべて失われてしまいました（第一陣原告２番の供述）。

「私は、楢葉町のPTA仲間であり、ご近所の仲良し3家族7名構成でファミリーバンドを組んだりすることもありました。もうひとつの趣味は、YOSAKOIという踊りです。これは、年齢にとらわれず、若い人から私たちお母さんたちも一緒に楽しめる創作踊りのようなものです。二人の息子も中学校までは、「楢葉天神龍舞」チーム員として一緒に踊っていました。（第一陣原告１０番の供述）。」

この第一陣原告１０番がやっていたYOSAKOIは、現在は、一応、いわき市で再開できたが、半分はいわきの市民であり、楢葉町での交流という意味あいは薄れてしまっている（第一陣原告１０番の供述）。

（キ）まとめ

①密接なコミュニティによる安心した生活

以上の通り、原告らは故郷において、密接な人間関係を営んでいた。

それは、互いの状況を自然に交流しあい、助け合うという関係性であった。

その結果、原告ら住民は、故郷で安心して生活することができていた。

「（浪江で生まれ育った夫は、浪江の人たちは）みんな気さくだから安心しろということが口癖でした。不安な毎日を感じることはありませんでした。（第一陣原告４４番の供述）」

②密接なコミュニティを作り上げる努力

このような関係性は、一朝一夕では作ることができない。各人の長期にわたる努力、日常的な交流を積み重ねて、ようやく、相互に助け合える関係性ができるのである。

このような生活について、第一陣原告１０番は次のように述べている。

「大自然の中でのびのびと子育てをし、皆さんに暖かく見守っていただきながら地域の行事にも参加し、信頼関係を積んで、そして安全で安心な地域の中でのびのび暮らせる子育てができるということが、何よりも、子供たちにとっても、私たちにとっても魅力があるところでした。昼間鍵をかけなくても別に心配ないような地域でした。もうどこどこのだれだれさん、あ、どこどこのおじいちゃん、おばあちゃん、どこどこのお孫さんねということで、だいたいほとんどご近所は顔見知りになりました。そこから安心感とか、顔も見えるというのが生まれてきました。（第一陣原告１０番の供述）」

「（流しそうめんをやったり、おうちで集まったりという人間関係は、）即できるものではなくて、長い時間の中で信頼関係ができてできたものだと思います。簡単にできるものではありませんし、作ろうと思ってもできません。やっぱりそれだけの交流とか、いろんな心を分け合ってできるような話ができるような場を作ってきたからこそ、そういうふうなのができるんだと思います（第一陣原告１９番の供述）」

長期にわたる日常的な交流の積み重ねで、鍵をかけなくても安心できるような、いざというときには誰かが助けてくれるというふうな安心した生活を築けるようになったのである。

（２）自然

ア　景観

原告らが居住していた故郷は、自然豊かな地域であった。

住居のすぐ近くに山々が広がり、川や海もあるという景観であった。

「私たちの家は、小川の土手沿いにあり、その道は、桜並木になっており、小川には、大きな鯉や鴨の親子の泳いでいる自然に囲まれた緑豊かな環境でした。春になると土手に満開の桜並木の素晴らしい景色が家の前に広がり、お店の庭のテラスから、お花見ができ、夏まつりには町の花火を楽し

み、秋には大きなモミジの下で見事な紅葉も見られ、ペンションにお泊りのお客様を始め、家族やお友達と他愛のない会話やお茶を飲みながら楽しめる大事な場所でした。（第一陣原告５番の供述）」

イ　自然の恵みの採取とおすそわけ

（ア）自然の恵みの採取

故郷の自然は、単なる景観ではない。これらの山々、川、海は、山菜、きのこ、魚介類の宝庫でもあった。

原告らは、日常的にこれらの山、川、海の自然の恵みを採り、それが食卓に並んでいた。

「海では、アイナメ、メバル、カレイなど、季節によっても違う魚が釣れた。（第一陣原告５５番の供述）」

「（木戸川では、）いろんな魚が取れますが、この孫がこんなことをやっているのは、これはアユの稚魚を追っているんですね。ほかにも、ウナギも採れます。食べたものでなければわからない、天然のアユとかウナギというのは、とってもおいしい味がいたします。ウナギ屋さんのうな重の鰻と、自分の子が川で採った天然の鰻とでは、もう似ても似つかぬものと、ウナギ屋さんのうな重は、僕の思いを率直に言えば、要するにしょうゆと砂糖でごまかされた味だと思っています。（第一陣原告１番の供述）」

「(私は)マツタケ採りの名人ではないですが、だいたい年に 200 本くらいは採っていました。楢葉町では、他にシイタケ、ヒラタケ、マイタケなどのキノコが採れました。シイタケの自然からとって食べられた方はわかると思いますが、この天然のシイタケをとってきて、炭火であっさり焼いて、それを干して煮物にしたら１日中部屋が匂っている、それほど香りがあると。スーパーあたりで売っているしいたけは、そういう味は絶対にしません。（第一陣原告１番の供述）」

「楢葉の町は、海が近く川もあり、自然が豊かです。私は、近所の木戸川

で鮎釣りを楽しみ、海でイソ釣りをする生活を送っていました。また、山の緑も豊富なこのあたりでは、春になるとタラの芽やコシアブラなどの山菜が豊富で、秋になるとキノコ狩りが楽しめました。若いころから山歩きが趣味であった私は、こうした近隣の山の恵みを大いに楽しんでおりました。庭の隅には、紫シメジが自生しました。（第一陣原告２番の供述）」

（イ）家庭菜園や農業

また、自然豊かな環境を生かし、農業や家庭菜園を行い、野菜や果物を育てる家庭が多くあった。

たとえば、第一陣原告１番は、家の畑で、トマト、キュウリ、ナス、キャベツ、白菜、ホウレンソウ、玉ねぎ、サトイモなど野菜はほとんど作っていた（第一陣原告１番の供述）。

（ウ）おすそわけ

原告らは、これらの自然の恵みや水からが生産した農作物を自分たちだけで食べるのではなく、親戚や近隣住民におすそ分けしあうという生活をしており、原告らのうち、野菜や果物をほとんど購入したことがないという生活をしていた者も多く存在した（生活費代替機能、相互扶助・共助機能）。

ウ　自然の中での生活

（ア）自然は遊び場であったこと

原告らの故郷の自然は、生活の場でもあった。

たとえば、子どもの遊ぶ場所であった。第一陣原告５番は、「近くの田んぼに子供を連れていってイナゴ取りとか虫とか、そういうふうにおにぎりもって、そこの近くにね、子ども連れて野原に。そういうのだって子供は割と楽しんでくれました。」と述べている。

第一陣原告１番も、「普段都会で暮らす孫たちは、楢葉町に来て、自然の中で遊ぶのをとても楽しみにしていました。木戸川で小さい魚を取り、田んぼの用水堀でどじょうをすくって大騒ぎし、裏山を探検するのは、ちょっと

した冒険のようで、そこでいろんな木の実を採ってきて、宝物のように箱の中に並べていました。お正月には天神岬公園で凧揚げをし、毎年冬に飛来する白鳥を見に行き、夏には海に貝殻を拾いに行きました。春には、主人と一緒に田植え機に乗って田植えをすることもありました。畑のジャガイモやトマトやキュウリなどを泥まみれになり一緒に収穫し、取れたばかりの野菜を食べて喜んでいました。」と述べている。

また、海は海水浴場として、山は登山の場としても、地域住民のいこいの場であった。

第一陣原告４６番は、「家から直線で２キロくらい、車で５分もかからないところに（郡山海岸という海水浴場がありました。）。家族で、近いのでちょこちょこ行っていました。」と述べている。第一陣原告４番ら家族も、同じく双葉海浜公園(通称郡山海岸)で、家族と友達の子どもたちと遊んでいた（第一陣原告４番の供述）。

「私は若いころから山歩きや登山が趣味で、近在の山々に、毎月のように出かけていました。郭公山、赤井嶽など、このあたりにはたくさんの山があります。山歩きの楽しみには、春の山菜、秋のキノコという山の恵みを収穫してくることもあります。（第一陣原告３番の供述）」

（イ）季節豊かな自然

これらの自然とのかかわりは、故郷での生活に季節感をもたらしていた。

「(梅雨の季節)今頃ですと、ちょうどカッコウが鳴く時期ですね、それで、運が良ければ、ホトトギスが鳴きます。夏は、まずこれから全山、一斉にヒグラシが鳴きます。ヒグラシの鳴き声が終わると、秋のはじめ頃まで、次々とセミが鳴きます。この茶室で四季折々の音を楽しんでいました。（第一陣原告１番の供述）」

「(楢葉に帰ってきたことで良かったことは、)いや、それはもう四季もちゃんとしていますし、千葉あたりとは違ってですね。山紫水明というか、待

った本当にふるさとという感じで、ほっとしたような感じだったですね（第一陣原告１５番の供述）」

（ウ）植栽

加えて、故郷の広い庭、故郷の自然を生かし、盆栽を育てたり、植栽をしたりして、庭仕事を楽しむ原告も多くいた。

「私は楢葉の自宅で、庭仕事を楽しみにして、庭を整え、盆栽を育て、多くの植栽に囲まれていました。しかし、放射線汚染がある庭で、そのような楽しみはとても得られません。（第一陣原告２番の供述）」

（３）自宅

ア　地域の一部としての自宅

（ア）自宅と地域

自宅は、故郷において、生活の基本である「住」そのものであり、生活の最も基本的な条件の一つである。

しかし、原告らの故郷においては、都会と異なり、自宅は「個人の家」に留まるものではなく、地域、コミュニティの一部という位置づけのものでもあった（甲Ｂ３１、６頁）。

（イ）多くの人が集まれるよう作った自宅

すなわち、故郷においては、自宅は、冠婚葬祭や様々な行事のときに、多くの親戚や近隣住民が集まる場であり、多くの人が集まれるように広い居間や客間があることが多い。

「楢葉のときには休日や盆、正月などには一家で遊びに来てくれたりしておりました。後、私のうちの部屋は４つありましたから、客室に泊まって一日過ごしてもらったり、あとは孫たちと一緒に富岡の店や食堂に行って遊んだり、あるいは広野の二ツ沼野公園は孫たちが非常に気にいっておりましたので、そこに連れていって遊ばせたりして、孫たちが喜んで遊んでいるのを

眺めるのが大変楽しかったです。（第一陣原告２番の供述）」

「父親は農協の組合長をやったり、町会議員を務めたりして、勲章をもらうような人でした。ですから、ことあるごとに、地域の人たちが私たちの家を中心に集まっては、いろいろな行事をしたり、防災などの地域の活動をしたりしていました。（第一陣原告１２番の供述）」

「大勢が集まったときに使う大広間のような部屋もありました。部屋数は、全部で10部屋以上はあったと思います（第一陣原告１２番の供述）」

（ウ）近隣住民が日常的に交流していたこと

日常的にも、親戚や近隣住民が訪問することが多く、家に上がってお茶を飲み、何時間も話をするということが行われていた。

「地元のお友達とは食事をしたり、お茶のみをしたり、野菜をみんな友達に配ったりして、おうちに集まってご飯を食べたりしていました。お友達がおうちに集まることも多く、マイはし、マイ茶碗を持ってきて、うちにおいてありました（第一陣原告２６番の供述）」

（エ）地域コミュニティと自宅

故郷においては、知らない人はおらず、自宅は地域の一部でもあったから、昼夜問わず、また、家に人がいるか否かを問わず、鍵をかけないことは自然であったし、自分の家でなくても、勝手に上がり込んで待っているということも自然であった。

このように、自宅は地域の一部であり、地域住民との交流の場として重要なものであった。

イ　思い入れのある自宅

（ア）故郷の象徴としての自宅

自宅は、故郷の象徴の一つである。故郷は地域でもあるが、その地域の中で家族や親戚、友人と生活し、成長し、子育てをする、そのような場が自宅である。子供が成長し故郷を離れても、親にとっては、自宅は、正月や盆に

子供たちを迎える場であり、子供たちにとっては、帰る場所である。

「私や家族にとって、双葉の自宅での生活とは、第一に子供たちを含めた家族との生活でした。東京で就職し、その後結婚した長女も、大学進学で一時離れて暮らした長男も、夏休みやお正月には、実家であるふたばに戻ってきて、家族で楽しい時間を過ごしたものでした。本件事故さえなければ、今も同じだったはずです。長男は地元で就職することもできましたし、いつでも戻ってくることができたのです。長女は、結婚して所帯を持ったとしても、いつでも寄れる実家があったのですが、2人ともそうした「故郷の実家」を奪われてしまったわけです。そのことは、私たち夫婦からすれば、折々に帰ってくる子供たちやその家族を迎えて、心おきなく過ごせる場所と時間を与えてあげられる、そうした故郷を破壊されてしまったことを意味しています。（第一陣原告１３番の供述）」

（イ）代々継承される家としての「自宅」、努力の結晶である自宅

そして、故郷では、自宅の土地、建物が代々継承されてくることも普通であり、自宅の土地、建物は自らが育った場であり、先祖から借り受けた土地であり、そのため、自宅は、故郷での生活の象徴なのである。

また、自ら建てたり購入したりする自宅は、それまでの故郷での人生の努力の象徴であり、それだけに、住民にとって自宅は故郷の象徴的な存在である。

そのため、故郷の住民は、自宅に対して強い思い入れをもち、自宅をより良いものにするために、多大な努力を費やしてきた。

たとえば、第一陣原告らは次のように述べる。

「この地域で子供達2人を育て上げ、地域の人たちにもなじみ、幾多の苦労を経ながらも私たちの夢は、少しずつ、着実に形になっていったのです。数年後には、さらに（ペンションを）増築し、子供たちを地元に呼び寄せて、家族そろって一緒にペンションをやっていこうということも話し合っていました。そして、将来は、子供たちに家業を譲り、私たち夫婦はアパート

を建て、老後の生活をして行く計画も考えていたのです。（第一陣原告５番の供述）。」

「楢葉は、主人の両親と田や畑を耕し、コメ・野菜を作り、そして３人の子どもを育て上げた場所であり、結婚して独立した子供たちが孫を連れて皆で遊びに来てくれる、そんな場所でした。（第一陣原告１番の供述）」

「自宅は、もともとご先祖からご両親を通じて受け継いできた敷地です（第一陣原告３番の供述）」

「自宅は、入母屋造の二重屋根を持つ平屋で、神社などで用いられる伝統的な工法で建築しています。父親の先祖は神主なので、宮大工である親戚（姉の夫）があり、これに依頼して建ててもらいました。このように私にとって思い入れのある大事な自宅であり、個々に戻れないというのは、大変つらいことです。普通の住宅とは作りが違う、費用をつぎ込んだ建物ですので、経済的な損害も甚大です。（第一陣原告３番の供述）」

「楢葉町の自宅というのは、楢葉町に移住してきてからの家族の歴史が詰まった、まさに私たち家族の幸せの象徴でした。（第一陣原告１０番の供述）」

ウ　小括

このように、自宅は地域の一部でもあり、各家族の努力や家の象徴であり、故郷の象徴であった。

（４）文化

ア　本件事故前の伝統文化

（ア）お寺の伝統文化

故郷には、古くから伝わる伝統文化が継承されており、それを意識的に維持、復活をする取り組みが続けられてきていた。

たとえば、第一陣原告１番は、代々伝わるお寺の住職であったが、花まつ

り、じゃんがら念仏踊り、月例念仏会、お施餓鬼を復活させ、部落の子どもたち、青年たちなどたくさんの人がお寺に集まるようになった（第一陣原告１番の供述）。

（イ）地域の祭りなどの伝統文化

ほかにも故郷には地域の伝統的な祭りなどがあった。

「（私の）祖先が代々神官であったので、私も出羽神社の神社総代を務めています。大同年間に創始されたという歴史ある神社であり、年に何回かの祭事、祭礼でも、様々な行事をとり行う役割を担っていました。中でも、古くから伝承されている大滝神社の浜折りという祭事は、福島県の無形文化財に指定されている由緒ある文化行事です。町内の木戸八幡神社（雄）と出羽神社（雌）の雌雄の神々を祀る厄払い祭事で、町内を流れる木戸川上流に鎮座する大滝神社（本宮）から木戸八幡神社、出羽神社にご神体が神幸となり、前後５日をかけて再び大滝神社に還御する壮大な祭事です。その４日目には「浦安の舞」という巫女の舞が奉納されますが、これは地域の氏子さんの家の娘が、歴代にわたってその伝統技能を継承してきました。また、宮出しに用いられる神輿も歴史あるもので、新たに作れば数千万円かかるものです。（第一陣原告３番の供述）」

（ウ）地域の象徴ともいうべき有名な祭り

ほかにも、地域の象徴ともいうべき有名なお祭りもある。「相馬の野馬追」がその一つである。

「私は、相馬の伝統行事である野馬追に参加することを楽しみにしておりました。父の代からの趣味であり、甲冑を身にまとい、馬に乗って、父子２人で毎年の行事になっていました。（第一陣原告１３番の供述）」。

「正月になると、７月には武士になる。こういう気構えです。武士になるということは、一千有余年の相馬野馬追の伝統文化を守るということの使命

感であります。私は、そのことが誇りに感じております。私にとって、野馬追は人生のすべてであります。（第一陣原告３５番の供述）」

大熊町では、町の指定民俗無形文化財になっていた、大熊町の熊川稚児鹿舞というお祭りもあった（第一陣原告４７番の供述）。」

（エ）地域の行政区が主体となるお祭りやイベント

また、地域の行政区が主体で担われるお祭りなどもよく行われていた。

たとえば、双葉町では、地区の盆踊りや、行政区ごとにも盆踊りがあり、8 月 15 日には町の旧道沿いを南と北からいろんな行政区ごとに踊って企業も交えて盛大な盆踊りがあった。また、だるま市や新山秋市や夏に海でイベントなども毎年行われていた。運動会も、町を挙げて行政区ごとの対抗の運動会があり、運動会のためによく練習をするくらい団結してまとまっていた（第一陣原告４番の供述）。

これらは、地域の交流を深めるとともに、隣接ないし近接する地域間の交流を深めるものであった。

（オ）伝統文化保存の取り組み

このような伝統文化は、意識して保存しなければ維持することはできない。

原告ら住民は、意識的にこのような伝統文化を維持する取り組みを行っていた。

「地元の集落では、地元の伝統や文化を守ろうという意味で、「保存会」という集まりがありました。この「保存会」は一時期活動を休止していましたが、4～5 年前から会の活動が復活し、私たちもこの活動に積極的に参加していました。保存会は、毎年夏に行われる盆踊りなどの企画を取り仕切っていました。復活して 4～5 年が経ち、本件事故前にはちょうど軌道に乗り始めたところでした（第一陣原告４２番の供述）。」

2　生活の場としての故郷の喪失

しかし、本件事故により、原告らは故郷での生活を喪失した。

（1）コミュニティの喪失

ア　帰還した住民が少ないこと

本件事故後の原告らの故郷は、大きく変容し、喪失した。

避難指示が解除されていない地域はもちろん、避難指示が解除された地域においても、様々な理由により、住民の帰還はほとんど進んでいない。

帰還できていない住民にとっては、故郷でのコミュニティの利益を享受できていないのは当然である。

また、帰還した住民についても、従来は、故郷の顔見知りの住民に囲まれていたことで、安心した、楽しい生活を築いていたが、いまは、その故郷の住民はほとんどいないのである。

「楢葉町で親しかった友人や知人は、皆各所にばらばらに避難してしまっており、まだ帰ってきていませんし、果たして今後返ってくるのかどうかもわかりません。実際、私たちのお隣のお宅のご家族は、私たちの家と大変親しく、それこそ親戚付き合いのような関係でしたが、そのお宅はもう楢葉には戻らない決心をされ、いわき市四倉に家を建ててしまいました。地域のコミュニティが破壊されたまま、親しかった友人や知人が戻らない状態で、私たち家族だけが地元に帰っても意味がありません。（第一陣原告４０番の供述）」

「（本件事故前はあった）まけ（親戚）の人たちが一堂に会して集まるような機会は、それは不幸でもあればどうか（あるかもしれないが）、今集めるという考えは、そういう考えはありません。不幸でもないと難しいです。（第一陣原告１７番の供述）」

イ　若者世代の帰還者が少ないこと

特に若者世代の帰還者は少なく、家族間でも、帰還する人としない人が分かれている。

そのため、助け合う家族や住民がおらず、安心して生活することはできない。また、家族や親しいコミュニティがいるからこそ、故郷での生活は楽しかったのである。そのような楽しみは、帰還しても回復しないのである。

「私と妻は自宅に戻っても、長女一家は戻らないのではないかと懸念しています。まだ幼い子供をここに住まわせることには、長女らには躊躇があるだろうからです。そうなれば、私と妻が念願する、子供たちや孫と一緒の、元通りの家族の生活は、結局実現しません。同様のことが地域全体に言えるので、町は高齢者だけの偏った地域になってしまうのです。これでは、自宅に戻っても、そこで「生きている」だけであって、もとの「生活」ではありません。これでは、故郷としての意味はないに等しいと言わなければなりません。形だけは故郷に戻ったつもりが、故郷は変質変容して、似て非なるものに変わり果てているのです。この悲しさ、悔しさを、どうか理解していただきたいと思います（第一陣原告７番の供述）。」

ウ　賠償格差によるコミュニティの破壊

さらに、故郷の住民が帰還していても、賠償の格差により、それまでの気兼ねない人間関係に軋轢が生じてしまっている（第一陣訴訟では、川内村がその典型として立証されたところである）。

エ　原発作業員の流入によるコミュニティの変化

加えて、広野町や楢葉町を典型として、原発作業員という新しい住民が流入しており、コミュニティの構成員が大きく入れ替わってしまった。

その結果、親しいコミュニティの中で、安心した生活を送るということはできなくなってしまった。

オ　小括

すなわち、帰還の有無にかかわらず、事故前の豊かなコミュニティは喪失した。

本件事故により、家族は世代間でバラバラとなり、親戚、近隣住民、友人、仕事を通じたプライベートな繋がり、地域での役割を通じた繋がり、趣味を通じた繋がりなど、本件事故前に長期間かけて作られてきた故郷の濃密なコミュニティは、喪失ないし著しい変容を来してしまったのである。

（２）自然の喪失

ア　本件事故後の故郷の自然の現状

（ア）除染されていないこと

本件事故により、原告らの故郷には多くの放射性物質が飛散した。

市街地は除染されたが、住居から２０メートル以内ではない山林などは除染の対象とはされておらず、本件事故後１０年を経ても、山林の除染はされていないところもある。

そのため、山林は、いまでも高濃度の放射性物質が残置している場所であり、人が気軽に立ち入れるような場所ではなく、子どもを遊ばせることなど到底できない。

もはや、山林は、除染されていない「放射能により汚染された」場所の象徴である。

（イ）景観の破壊

また、田畑はフレコンバックの仮置き場になるなど、本件事故前と景観が大きく変わってしまった。本件事故前と同様に景観を楽しんだり、自然の中で遊ぶことはできない。

さらに、人が田畑を耕すなどの営みもなくなってしまい、原発事故前の田園風景、里山の風景も失われた。

「田園風景、里山の風景がなくなってしまった。里山とか田園風景というのは、そこに人々の暮らしがあるから里山、人々が耕すから田園風景っていうんですよね。だから人々の営みがない山は、里山とは言わないですね。耕さない田んぼを、こんなような、これは全然田植えてないでしょう。こういうのを田園風景とは言わないですね。フレコンバックなんか、少しは整理しているんですが、田もちょっとあちこちちょっとだけ浮いていますが、ほとんど同じですね。（第一陣原告１番の供述）」

「町の風景も一変してしまいました。劣化していく建物や、荒れ放題の田畑を見るのも心が痛みます。それだけでなく、自宅近くの自然豊かな公園に、除染作業員用の宿舎がものすごい数で乱立し、町のあちこちには除染作業で出た放射性廃棄物が入った黒いフレコンバックが山積みにされています。私はこの風景を見るのもつらいのです。今は、いわき市から片道 30 キロかけて自宅に立ち入りすることすら大きなストレスです（第一陣原告１０番の供述）。

イ　自然の恵みの採取ができなくなったこと

除染されていない山林の自然の恵みからもまた、高い放射線量が測定されるのは当然である。

福島県においては、本件事故から１０年以上を経ても、多くの自然の恵みが出荷制限されている。

「私や妻が生きがいとして親しんできた畑仕事と野菜作りは、これからはもうできないでしょう。せっかく苦労して野菜を作っても、安心して食べられない、あるいは喜んで食べてもらえない作物など、作りたくありません。また春の山菜取り、秋のキノコ狩りなども、もはや意味のないことになりました。野草やキノコの放射線量は高く、とても食用できないからです。木戸川のアユも同様です。川や海で魚釣りを楽しむことは、二度とないでしょう。このように、事故前の生活として説明した、様々な自然の恵みや喜びは

すべて破壊されてしまったのです。（第一陣原告７番の供述）」

また、海については、福島の原子力発電所から汚染水が海に放出されるなどしたため、その放射線汚染が疑われている。

しかも、福島第一原発の廃炉作業はまだ収束しておらず、断続的に汚染水漏れの事故や汚染水の海水への流出、放水などが起きている。このような状況のため、いつまた汚染水が海に流れるか住民は不安になり、安心して海に出かけることはできない。

第一陣原告５５番は、「（本件事故後は海釣りは）しません。まず、浜の方の海はおそらく汚染してます。自分も原発で勤めてたからわかるけど、あそこ（原発）から流れた汚染物は相当（放射線量が）高いです。（汚染された魚は釣っても）食べたくないです」と述べている。

海産物についても、現在、福島県内では試験操業はされているが、通常の漁業は回復していない。

ウ　植栽もできなくなったこと

盆栽や家庭菜園などの楽しみも、本件事故により失われてしまった。

「私は楢葉の自宅で、庭仕事を楽しみにして、庭を整え、盆栽を育て、多くの植栽に囲まれていました。しかし、放射線汚染がある庭で、そのような楽しみはとても得られません。（第一陣原告２番の供述）」

「以前のように、庭の植木や花、盆栽を育てたり、家庭菜園を作ったりという楽しみは、もはや何もできなくなりました。盆栽は、亡くなった母親の代から育てている真柏や松、銀杏など、何十年物丹精を続けた貴重なものがいくつもありました。南天やつつじなど、植木もたくさん植えていました。しかし、除染作業のために、草花や防災はすべて廃棄物として処分されてしまいました。緑で覆われていた庭は、今は、一面が表土をはぎとられ、砂利が敷き詰められて無残な姿になっています。（第一陣原告２番の供述）」

エ　自然の中での生活ができなくなったこと

今では、自然は放射能汚染が除去されていない場所であり、そのような場所を遊び場や憩いの場と考える人はいない。

登山も、山林は除染されておらず、「放射能汚染が心配な場所に、わざわざ出かけるつもりはありません（第一陣原告３番の供述）」。

オ　小括

したがって、本件事故前の故郷の自然及びその自然の中での生活は、本件事故により喪失してしまった。

（３）自宅の喪失

ア　原告らの自宅の損傷

原告らの自宅は、東日本大震災で損傷したものもあるが、多くは倒壊に至ることはなかった。

そして、本件事故による避難指示が出されたため、原告らは自宅を十分修繕をすることができず、その結果、雨漏りがあり、家の中がカビだらけになっていた家も多かった。

「地震で建物が傷んだこともあり、自宅のいたるところで雨漏りが起きて、ますます建物は傷んでいます。（第一陣原告４番の供述）」

また、避難指示により人間が住まなくなったため、動物が餌を求めて自宅内に侵入した結果、動物の糞尿の影響で悪臭がしたり、床や天井が腐ったりすることも多くあった（第一陣原告９番の供述）。

「私の家は地震でびくともせず、原発事故さえなければそのまま生活できていたのに、布団も毛布も服も茶碗、鍋もすべてが湿気やカビやシミやネズミの被害で使うことはできなくなっていました。家の中のものはほとんどすべて袋に入れゴミ捨て場に持っていきました。家族みんなで作り上げてきた歴史や思い出、すべてがただのごみになって、ごみ袋に詰めなければなりま

せんでした（第一陣原告１番の供述）」

他にも、ネズミなどの獣の被害を訴える原告は多い。（第一陣原告４番，５番の供述など）

イ　盗難等

また、避難指示が出ていたことを悪用して、窃盗犯が家に入って有価物を盗んだり、家を荒らしたりするという被害も多かった。

「双葉町では一時帰宅が認められるまで、事故から半年以上が経過していたため、窃盗犯により自宅内が荒らされており、母の身に着けていた貴金属など金目のものは盗まれてしまっていた。（第一陣原告９番の供述）」

このような状況のため、原告らはそのままその自宅で生活することはできず、建て替えをする人も多く、そうでなくとも、リフォームをしている。

これらの被害は、財産的な損害という意味に留まるものではない。むしろここで指摘されているのは、懐かしい自宅が荒らされ、思い出が失われたことである。獣害や虫害に加えて、こうした盗難による被害も相まって、住宅は全損し、故郷における自宅での生活が破壊されたという点で、故郷喪失という包括損害の一端をなしているのである。

ウ　コミュニティの一部としての自宅

また、すでに述べた通り、故郷における自宅は、単なる「家」という入れ物ではなく、コミュニティの一部、地域の一部としての、交流の場としての家である。

本件事故後、故郷のコミュニティが回復していないため、このような交流の場としての自宅も回復していない。

第一陣原告１番は、次のように述べる。

「お正月やお盆には、子供たちや孫たちがみんな楢葉の家に集まっていました。今年のお正月は、わざわざ全員で旅館に行って会いました。お金がた

くさんかかるようになってしまったし、子どもたちが育った場所で子供や孫を迎えたかったのに、それもできなくなってしまいました。」

エ　自宅の放射能汚染

また、原告の自宅では除染が実施されたものの、事故前の放射線量の水準には回復しない。

「私の自宅は緑の豊かな地域にあり、周囲は雑木林や竹林に囲まれていて、除染作業もできません。自宅の敷地の隅（向かって左の雑木林側）で放射線量を測ると、毎時 0.7 マイクロシーベルトを超え、建物の中でも 0.5 マイクロシーベルトほどの数値が出ます。こんな状況では住めるとは思えません。雨風によって、周囲の樹木の放射性物質が飛散し、自宅の庭を何回除染しても、また元通りになってしまうでしょう。庭いじりなども到底する気にはなりません（第一陣原告２番の供述）」

オ　小括

以上に述べたとおり、原告らの自宅は本件事故により無残に滅失し、またこれに伴い、自宅がコミュニティに果たしてきた機能も喪失したのである。

（４）伝統文化の喪失、変容

ア　帰還しないことによる伝統文化の中断

本件事故により、伝統文化は喪失ないし変容した。

例えば、前述（「１　生活の場としての故郷　（４）文化　ア　本件事故前の伝統文化　（ア）お寺の伝統文化」の項目にて紹介）の第一陣原告１番の取り組みは、本件事故後、「楢葉町でも、現在戻っているのが全体で２割前後、そのうち高齢者、老人がおおよそで、若い世代が戻ってないし、まして子供が戻っていないので、花まつりもじゃんがらも絶望です。できません。（第一陣原告１番の供述）」という状況である。

イ　住民構成の変化による伝統文化の中断

今後、故郷の人口が増えたとて、伝統文化の継承が途絶える可能性が極めて高い。

「楢葉町に住み始めている人は、原発の収束作業のために集まった全国からの労働者ですから、お寺を求めて住民になるということはまず考えられません。楢葉町に長く住まないからです。（第一陣原告１番の供述）」

ウ　避難先などでの再開はできないこと

また、避難先で伝統文化を再開するということもできない。

第一陣原告３番が述べた伝統行事（「同ア　本件事故前の伝統文化（イ）地域の祭りなどの伝統文化」の項目にて紹介）も、

「毎年ある神事でしたが、現在は全く中断しております。（たとえば避難先で続けるということも、）やはりそこの楢葉町という住民の方々の昔からの祭事でございますから、これ、田町村に行って行うということはまず難しいですね。もし途絶えてしまったら、私自身もさることながら、地域住民の方々がここの拠り所というような形で、そういう 100 年も続けてますし、代々やっておりましたので、そういうことは、私自身としては本当に考えられないことですね。かけがえのないものがなくなってしまいます。（第一陣原告３番の供述）」

エ　若者世代が帰還しないことによる伝統文化の喪失

「何よりもこうした伝統行事を担い、さらには時代に承継する若い世代が、今後避難指示が解除されても戻ってこないことが問題です。巫女も神輿の担ぎ手も、笛や太鼓の総社も、地域の若者たちがいなければ何もできないのです。また、こうした行事を差配する年長者も元通りに戻ってくることはないでしょう。私が今勤めている神社総代も、地域の中で次の人を見つけて

引き継ぐ必要がありますが、候補者すら見当たらない状態です。このようにして、地域の文化や伝統行事も、衰退してしまう恐れが大きいと思います。そのようなことになれば、代々生活してきた地域社会がなくなってしまいます。（第一陣原告３番の供述）」

「代々諏訪神社の「浦安の舞」を割り当てられていて、小学三年から六年まで、私も踊り手でした。そのような伝統行事や人々とのつながりは原発事故によって途絶え、交流のあった人たちはどこに行ったのかさえ分からなくなってしまいました。事故がなければ、伝統行事も続けることができ、地域社会が存続していたはずです。（第一陣原告３８番の供述）」

オ　再開した祭りの変容

野馬追も、本件事故前の状況に戻ったとは言えない。

「相馬野馬追そのものは、再開されていますが、私たちのように避難生活を知られているものにとっては、もはや自分が参加する地域の文化行事ではなくなってしまったのです。（第一陣原告１３番の供述）」

「事故後にはやはり参加人数も参加騎馬数も減りました。増して避難区域もできましたので、野馬追に参加する若い人も避難して、なかなか野馬追に参加することもできずに参加しない人もおりました。震災後、随分観光客は減ったというふうに見受けられます。事故前は相当数の馬が地元で飼われていて、自分で飼育した馬で参加することが野馬追だというような話もありましたくらい飼育の人が多くいました。ところが、事故後は避難地区の関係もありまして、県内外の乗馬クラブの方から借り馬というような感じで馬を借りてくることが多く見受けられるようになりました。今後、伝統文化がだんだん縮小されるのかなというふうな心配をしています。（第一陣原告３５番の供述）」

「（浪江の仲沢で行われていたお祭りの神楽は）避難後、神楽をやる（やろうとする）機会はあるにはあったんですけど、人が集まんないんです。わ

かんない人もいたんで、１人かけてもできないんで、ちょっとできなかったですね。（第一陣原告５５番の供述）」

「本件事故により、住民はばらばらになってしまいました。（小高の）この祭りだけでも継承できないかと、地元の人たちと連絡を取ってみたのですが、やはり、思うように人が集まりません。小高の人々にとって、先祖代々続いてきた伝統が途絶えてしまい、心に穴が開いたようです。私たちの故郷は消滅してしまったのです。（第一陣原告５８番の供述）」

カ　他の地域の祭りに参加できればよいというものではないこと

なお被告は、第一陣訴訟における原告本人尋問において、伝統行事は他の地域にもあるが、楢葉だけは特別に被害が大きいという意味かと質問し、さらに避難先であるいわき市にも伝統行事があるではないかと質問した。もはや愚劣な質問というほかはない。固有性を持つ伝統や文化は、まさに地域における固有の価値を持つのである。しかし、それは他の地域の住民が、それぞれ同様に固有性のある価値を持つ文化を享受していることを否定するものではない。また、避難先の地域が保有している固有の文化は、その地域における帰属意識が成熟しない限り、避難先の文化に過ぎない。観光旅行で体験する祭りによって、自身の故郷への帰還を感じる旅行者など存在しないのと同じである。

キ　小括

このように、本件事故により、先祖から営々と続いてきた伝統文化の継承は断絶し、もしくは著しい変容をすることとなった。

第４　生産の場としての故郷とその喪失

１　生産の場としての故郷

原告らの故郷は、生活の場だけでなく、生産、すなわち職業生活の場でもあ

った。

人は一日のうち大多数の時間を生産活動にあてているため、職業生活の場もまた原告らにとって極めて重要なものである。

原告らの生産活動は、大きく分けて、農業、農業以外の自営業、その他の会社などへの就職に分類できる。

以下では、それぞれ論じる。

（１）農業活動

ア　故郷における農業の意義

（ア）農業という営み

農業は、故郷の自然に働きかける営みである。

各農家は、所有している農地の特性、故郷の自然の気候を徐々に理解し、どのようにして農作物の生産量を挙げるかということの知識を蓄積していく。

また、どのような農作物が当該農地にとって適しているのかということや、市場の地域や内容、需要の内容などに照らして、当該農地でどういう農作物を作ることが最適かということを検討する。もちろん、どういう農作物を作りたいかということも重要な考慮要素である。

このようにして、実際に農作物を作り、当該農作物、当該農地にあった農法を研究し、また品種改良等も研究しつつ、それぞれの農家に独特の農業を確立し、さらに向上させているのである。

農業はこのような過程を経るのであるから、当然、何年、何十年にもわたる努力が当該農地や農法には蓄積している。

この蓄積は、ある農家一代内部で行われるにとどまらず、次の代、また次の代へと引き継がれ、成果の蓄積は徐々に増えていくのである（長期継承性、固有性がある）。

（イ）農地への愛着

このように、代々、農地や農法を改善させていくのであるから、農地は先祖代々の努力の結晶であり、農業従事者の農地への愛着は大きい。

「このように、本件事故まで私たちが毎年、野菜やコメを収穫してきた田畑は、私の両親と私を含めた兄弟姉妹が、大変貧しい暮らしの中、山林を切り開き、やせた土地を何度も耕して苦労に苦労を重ねて作り上げたものでした。したがって、実家からこの土地を譲り受けた私としては、この田畑に誰よりも愛着があり、女平地区に戻らないと決めた今でも、亡くなった私の両親が戻って来いと言っているのではないかと後ろ髪を引かれる思いがあります。（第一陣原告２２番の供述）。」

イ　第一陣原告らの例

たとえば、第一陣原告１７番夫婦（以下、「第一陣原告１７番ら」という。）は専業農家であるが、５代続く農家であり、「うまい米」を作るため、牛の厩肥を使ったり、減農薬による農法を採用したり、様々な工夫を行っていた。原告渡部一美ら原告一美らは、牛の肥育と繁殖も行っていたが、これは、原告渡部一美の父、渡辺一が１９６１（昭和３６）年から和牛の肥育をはじめ、苦労を重ねながら評判の肉牛を育てるようになった。さらに、徐々に繁殖も行うようになり、JA を通じて販路に乗せていた（第一陣原告１７番の供述）。

第一陣原告１７番らは、長男夫婦とともに牛の面倒を見ており、牛の爪を削る削蹄士の資格を取得したり、人工授精の資格を良一が取得したりして、牛の繁殖も工夫をしており、子牛の品評会、成牛の品評会では、毎回のように賞を受賞するほどの牛を育てることができていた（第一陣原告１７番の供述）。

ウ　農業とやりがい

第一陣原告１７番らは、このように、先祖代々の努力や研究の蓄積の上に、より良い農業を行えるようさらに自らの努力や研究を積み上げてきた。

農家がこのように努力や研究を積み重ねていくのは、単に、生業、生計の糧を得るためだけではない。

農作物が少しずつ育っていくことを見る楽しみや喜び、土をいじることの楽しみ、そしてなにより、人に食べてもらい「おいしい」と言ってもらうことが最大の生きがいだからである。

「土いじりは好きでした。やはり種をまいて、収穫できるまで育てるのが楽しみでした。近所の人にあげたらおいしいと言って喜ばれていました。作って、よろこばれたところにやりがいを感じていました（第一陣原告４０番の供述）」

「楽しみは「美味しかったよ」「安心して食べられるから最高」などと言われることで、最高にうれしいです。ますます野菜作りに気合が入ってしまったものでした。（第一陣原告１９番の供述）」

故郷で農業を行っている原告らは、先祖代々、そして自分自身の努力や研究の成果、「おいしいと言ってもらいたい」という強い思いが農地や農業に詰まっているため、農地や農業に対して強い思い入れを持っているのである。

そのため、原告らにとっての農地、農業というのは、先祖代々引き継がれた、他では代替しがたい固有性があるものなのである。

エ　農業と地域との関わり

また、農業は、次の点でも地域と密接にかかわっている。

すなわち、農業は、農業用水・農道・広大な農地の維持・管理、収穫、田植えなど大変な作業を、ある農家だけで行っていたわけではなく、地域全体で協力し合い、行っていた。

農業用水、農道の清掃活動、整備等の管理や、農業用水を地域のどの農家がどういう順番で利用するかという「利水」の調整なども地域レベルで行われていた。

農業用水は、いざというときの消防用水になるからである。

「田んぼの水利の管理は完全にできなくなってしまいました。（水利の管理は）人手が必要な作業で帰還住民だけでは到底実施できるものではなく、そもそも農業を再開している住民は数えるほどしかいませんし、仮置き場になってしまった田んぼも多いからです。新規居住者は、帰還した住民とのつながりがなく、廃炉作業のために一時的に居住しているだけですので、水利管理の作業はお願いできません。万が一火災が起こった際に、田んぼの水路を活用するということは難しいのではないでしょうか。（第一陣原告１番の供述）」

田植えや収穫など、多大な労働力を要するが、他方で速やかに行われなければならない作業については、家族総出で、また、地域の農家が協力し合い、一つの農地に多くの労働力を投入して行っていた。

「事故前の双葉での生活は、ご近所との関係も濃厚なものでした。とにかく、食材は買ったことがありません。米や野菜は自分たちで作りますし、ご近所からもらったりもします。魚についても知り合いの船主さんからもらったりしていました。また、食材だけでなく、作った料理のお裾分けもご近所同士で頻繁にやっていました。ですから、ご近所でのうれしいことや悲しいことはみんなで共有するような生活でした。自分のところの田植えが終われば、よその家の田植えを手伝う、稲刈りも手伝うといった地域でした（第一陣原告１２番の供述）。

すなわち、農業はその生産過程においても、地域と密接にかかわってきたのである。

オ　農業と地域振興

また、第一陣原告９番は、双葉町で養蜂場を経営していたが、「双葉町の地域に貢献できる産業に結びつかないかと考え、蜂蜜についても、畑で作った生姜とあわせて生姜のジャムを作って直売所で販売したり、東京での販路を確保したり、地元での農家レストランを運営しようとしていた。東京の物産展に出展させてもらうなどして、旧来の農業とは違う新しい形で双葉町の農業を展開していこうと考えていた（第一陣原告９番の供述）。」このように、農業は、単に農業を行うということではなく、地域に密接にかかわりながら行われていた。

（２）農業以外の自営業

ア　故郷における農業以外の自営業の意味

農業以外の自営業を営んでいた原告らもまた、故郷の自然環境を生かして商売をしていた人も多い。

そして、事業を続ける中で、取引先の需要などを聞いて、事業内容を変化させ、事業を拡大していった。

また、事業の消費者が故郷の住人であることも多く、故郷の住民とのコミュニティと密接に関わっていた。

イ　第一陣原告らの例

（ア）第一陣原告６２番の例

第一陣原告６２番の実家は、富岡町で味噌店を代々営んできた。

そのため、「岩井戸のお味噌屋」として特に町内隣接の年配者はその存在を知られていた。また、地元の常連客には富岡町で採れた野菜など無料で渡すなどして、まさに故郷に根差した商売をしていた（第一陣原告６２番の供述）。

（イ）第一陣原告２４番の例

製材業をしていた第一陣原告２４番は、実家が代々製材業を営んでおり、故郷の山から木材を切り出して、売却していた。

第一陣原告２４番が営んでいた製材業では、昭和４４、４５年頃から、主にパレットという、倉庫業などで製品を積み上げて倉庫に移動して端積みしておく台を作りはじめた。これは、当初取引先からの需要を聞き、製材業で出ていた端材を使って作るようになったものであったが、その後、木材だけでなく、プラスチック、鉄などを使ったパレットも作るようになった（第一陣原告２４番の供述）。

このように、第一陣原告２４番は、故郷の自然を生かしつつ、消費者の需要に応えて、事業を変化させていったのである。

（ウ）第一陣原告５番の例

また、第一陣原告５番夫妻が営んでいたペンションも、双葉町の景観と自然豊かな庭などの環境を生かした、故郷に根差した事業であった（第一陣原告５番の供述）

（エ）その他の第一陣原告の例

その他、薬局については第一陣原告６番、地元の食材を使った創作料理店については第一陣原告８番、30 年かけて地元の人たちに多く利用してもらえるようになった自動車整備工場については第一陣原告２７番の例がある。

（３）その他の会社などへの就職

農業や自営業を営んでいない第一陣原告らも、故郷で就職し、故郷で職業生活を営んでいた。

例えば、第一陣原告１０番は、居住地である楢葉町が企業誘致した（いわば、楢葉町の住民の雇用の場であり、楢葉町の産業として作られた）「株式

会社ダンレイ福島工場」に入社し、パート社員、準社員、正社員へと順次登用された。役場での事務経験を生かし、福島工場68名従業員の総括総務事務員として働いていた（第一陣原告１０番の供述）。

また、第一陣原告１５番は、楢葉町の天神岬スポーツ公園の管理人をするようになり、楢葉町の自然環境や故郷の憩いの場を維持、管理するという、故郷と密接なかかわりを持つ仕事に従事していた（第一陣原告１５番の供述）。

2　生産の場としての故郷の喪失

しかし、本件事故により、原告らは故郷での職業生活を喪失した。

（1）農業

ア　農地が使えないこと

すなわち、故郷での農業は、故郷での農地で営まれていたのであるが、現在、農地には除染廃棄物のフレコンバッグの仮置き場が設置され、農業が再開できない場所も多々ある。

たとえば、第一陣原告１番の田んぼは、フレコンバックの仮置き場となっている（第一陣原告１番の供述）。

イ　放射線汚染により農業ができないこと

また、放射能汚染のため、農業を再開することはできない。現に、未だ農産物に出荷制限がされている状況である。

「セシウム１３７が検出されるので、それが除去できなければ農業の再開は厳しい（第一陣原告９番の供述）」

「田んぼは反転耕をしたが、取れたお米にはセシウムが残っています。20、30、40（ベクレル）、地域によって多少変わりますが、あります。それはおそらく10年後でも続くと思います。（第一陣原告３１番の供述）。」

ウ　除染による農業の再開の困難

また、除染した農地では、表土をはぎとっているため、栄養価の高い土が失われており、本件事故以前と同等の農業を再開することは困難である。

「私は、優れた品質の農作物は、土づくりになるという信念でやってきました。年間2トンダンプカー40台分くらいの堆肥を譲り受け、それを1年から2年くらいストックし、切り返しで空気を入れながら熟成させていきます。私のところの田や畑、果樹園すべてに、こうした熟成させた堆肥を使用させてきました。その結果、地力のあるふかふかの土が長年かけてやっと出来上がり、優れた品質の農作物を生産することができるのです。ところが、除染（表土除去）によって、その栄養ある肥えた土がすべてはがされてしまいました。結果として、一から土づくりを始めなければならなくなってしまいました。以前のような肥沃な土に戻すためには、少なくとも5年、10年あるいはそれ以上の時間がかかるだろうと思っています（第一陣原告４２番の供述）」

エ　「福島産」の評判悪化による農業の再開困難

さらに、本件事故があったため、福島の農産物は、放射能により汚染されたというイメージが付いてしまっている。

そのため、農業を再開したとしても、本件事故前に比べ買い手がおらず、事業としての採算が見込めない。

オ　コミュニティの喪失による農業再開の困難

加えて、前述のとおり、農業は戻った家だけで行えるものではなく、集落の住民全体の協力のもとに行われていた。田植え、収穫の協力や農業用水、農道の管理、維持等が典型である。

したがって、コミュニティが戻らない以上は、農業の再開は著しく困難なのである。

カ　他の地域での営農では代替できないこと

なお、他の農地を借りれば農業ができるではないかという意見もあるかもしれない。しかし、他地域で農地を取得するは容易ではなく、他地域で営農を再開すること自体が容易ではない。

また、すでに述べた通り（「１　生産の場としての故郷　（１）農業活動」の項目参照）、農業という営みは、故郷の自然に働きかける継続的な営みであり、他の地域の営農では代替しがたい固有性が顕著である。

第一陣原告１７番は次のように述べる。

「農地は、ほかで買えばいいとか、買ったら代わりになるという性質のものではありません。これは、私の生まれてからずっとの土地は、やっぱりその土地にあった、やはり双葉町というのは前田川の流積土でできた、砂譲土の本当にいじりやすいとちなんで、やっぱりそういうところを選んだ先祖が偉かったなと、そう考えてます」

（２）自営業、その他の会社などでの職業生活

故郷での自営業やその他の会社などにおける職業生活もまた、本件事故により失われた。

ア　消費者の喪失

すなわち、故郷での自営業や会社は、故郷の住民を消費者としていたため、本件事故により避難指示が出され、住民が一部しか戻っていないような状況では、営業を継続することが困難である。

例えば、第一陣原告６番は、広野町で「広野薬局」を再開したが、広野町の事業者にとって、広野町の住民だけで事業が成り立つわけではない。商圏は、広野町の周辺地域、浜通り地域全体を含むのであり、広野町以北の商圏が失われてしまった状態では、到底、広野町で従前と同様に事業を行うことはできないのである（第一陣原告６番の供述）。

また、第一陣原告１３番は、歯科技工士であったが、客である故郷の歯科医師が避難し、故郷での仕事の再開の見通しはない。また、他の場所で歯科技工士として業務できるかというと、それもできない。すなわち、歯科技工士は客である歯科医との長年の人間関係が重要であるため、歯科医との人間関係なしに、新規に開業しても、仕事を受けることはできない。また、歯科技工士の仕事はどこも飽和状態であり、突然新規の業者が開業しても、既存の業者とともに共倒れにならざるをえないのである（第一陣原告１３番の供述）。

イ　営業基盤の喪失

自営業者の場合、営業基盤（工場など）は、故郷にあることが多い。この営業基盤が失われ、事業を行うことができなくなったり、競争力が失われ、それにより営業活動を継続できなくなった。

製材業を営む第一陣原告２４番は、「取引先の人たちは、私に同情はしてくれますが、浪江町の工場を失った私に、継続的に仕事を依頼してくれることはありませんでした。私は、２か月くらい営業活動を頑張って続けましたが、これ以上やっても成果は出ないと感じて営業活動をすることを止めました。」と述べる。

ウ　職場の倒産や移転

また、本件事故の影響で、原告らが勤めていた会社が、原告らの故郷での事業は採算が取れないとして、他の場所に移転したり、もしくは倒産したりして、原告らは故郷での職業生活を喪失した。

例えば、第一陣原告１０番は、原発事故により楢葉町の職場を解雇され、故郷での仕事を失った（第一陣原告１０番の供述）。

また、第一陣原告２６番は、「二女は、2011 年 4 月 1 日より正社員となることが内定していましたが、勤務先店舗が双葉町内だったため、本件事故

により勤務先店舗が営業停止となり、内定取り消しとなってしまいました。」と述べる。

エ　避難に伴う転勤による仕事の喪失

また、解雇などはされなかったが、避難先からの通勤や、勤務先の変更により、仕事を継続することが難しくなった例も多い。

第一陣原告１４番は、農業関係の団体の相双支部（南相馬市所在）で正社員として働いていたが、本件事故の影響で、福島市の本部に転勤する形で復職することになった。しかし、当時、第一陣原告１４番は、郡山市に居住しており、通勤時間が長くなり、避難生活中のストレスと相まって、体調を崩し、腰部脊柱管狭窄症、腰椎すべり症、両側変形性膝関節症など、様々な病気になった。そのため、夫の第一陣原告１４番が、「体を壊してまで無理することはない」と言ってくれたため、退職した。（第一陣原告１４番の供述）」

なお、原告らの故郷の無職率、非正規雇用率が高く、雇用がないことについては、後日提出する準備書面において改めて指摘する。

（３）小括

以上の通り、原告らの故郷は、職業生活の場という性質を失うに至った。

第５　一体性としての生産と生活の諸条件

１　総論

原告らが生活していた故郷は上記のような、生産と生活の諸条件としての要素をもった地域なのである。

これらのすべての要素の中で、原告らは生活していたのであるが、これらのすべての要素は、上記のとおり、それぞれの要素が密接に絡みあって、相互に作用しあっている。

すなわち、故郷は、これらの要素が一体となって原告ら地域の住民が日常生活、職業生活を営む際に必要な一切の条件となっているものなのである（甲Ｂ３１、５頁）。

2　生産と生活の諸条件の一体性とコミュニティ

（1）コミュニティと故郷の維持

コミュニティは、故郷の生産と生活の諸条件を作り上げる主体的な条件であり、故郷の要素でもある（甲Ｂ３１、６頁）。

すなわち、故郷の生産と生活の諸条件というのは、ただそこにあり、住民がそれをただ享受するだけのものではない。

原告ら住民は、「故郷」を維持するため、主体的に故郷のあらゆる面（生産と生活の諸条件）に働きかけ、そうやって故郷を維持しているのである。

たとえば、故郷には相互に農作物や漁獲物、山菜などをおすそ分けをしあうという関係性があり、それにより生活費が減少したり（生活費代替機能）、相互に助け合う（相互扶助・共助機能）という側面がある。

このような日常的なおすそ分けを典型とする日常的なコミュニケーションは、それを継続することにより、継続的な人間関係が維持され、強化（密なものになる）される。

そして人間関係が密になることにより、「家に上がってお茶を飲んでいきな」と言いあえるような気軽な関係を築くことができる。

家に上がって日常的に話をすることにより、悩みの相談ができたり、互いの状況を良く知り合えたりすることにより、いざというときには助け合えるという信頼感が醸成され、故郷での生活が安心なものになっていくのである。

「本家や分家のいくつかは農家です。収穫の時期になると、コメや野菜、果物、野菜などを持ってきてくれたり、取りに来いと連絡が来てもらいに行ったりしていました。もらいに行けばお茶をよばれて話もします。（第一陣

原告１４番の供述）」

そして、このような安心な、思い入れのある故郷だからこそ、維持したい、より良くしたいという思いが働き、おすそ分けを継続してコミュニティを維持したり、新しい住人が入ってくれば、声をかけるなどして、コミュニティの一員になってもらったりという過程を通じて、故郷を維持するという循環が果たされる。

（２）人間関係の多様性

また、人間関係と一言で言っても、その関係性は画一的なものではなく、様々なものがあり、その様々な関係性の総体がコミュニティである。

おすそ分けを典型とする日常的なコミュニケーションにおいて、原告らは例えば、山菜取りの名人であったり、代々の農家であったり、本家の一員であったりする。

このような故郷の住民の多様性、人間関係の多様さを基軸に、原告らは故郷のコミュニティのひだを作り、故郷の人間関係を独自な、また密なものにしていくのである。

こうして、コミュニティは、故郷の要素であるとともに、故郷を維持させる条件でもあるのである。

第６　故郷の喪失による甚大な精神的苦痛

１　コミュニティの喪失による精神的苦痛

コミュニティの喪失による精神的苦痛について、第一陣原告は次のように述べる。

「私たちは、自分の家を含めて、自分たちの地域をみんなで手をかけて作ってきたという実感があり、地域には並々ならぬ愛着を持っています。（第一陣原告４１番の供述）」

第一陣原告７番は、毎日幼稚園にお迎えに行き、一緒にお風呂に入っていた

孫の昇太君とは、現在は、「会えるときは年に２回か３回ですね。お盆、正月には向こうから私の借り上げアパートの方に来て、３晩か４晩はとまっていきます。その時が楽しみだということですね。（昇太君がいよいよ東京に帰るというときに）私が帰る段になって、いわき駅で一緒に婿と昇太は帰らなくちゃならないということで、私たち夫婦と一緒に送っていったんですが、その時点で私たちが返ろうとしたんですが、それを昇太が追いかけてきて、私の腰にぶら下がってなかなか帰ろうとしなかったことがありました。離してくれないんですね。そういうときはつらかったですね。（孫との生活が失われて）これはちょっと言葉には表せないような非常につらい現実ですね。やっぱりこう５年も長くなるということは考えてもいなかったので、辛いですね。（第一陣原告７番の供述）」

第一陣原告７番のように、原告ら住民は、大切な孫や娘夫婦とのかけがえのない故郷での生活を失ってしまったのである。

「神社の祭りや地域の様々な行事も、もとと同じではないでしょう。若い人がいない町では、お祭りや盆踊りも担い手がいなくなってしまうし、年寄りだけでは楽しみでもなくなるでしょう。地域の暮らし、人と人のつながりという、長い時間かけて形作られた大事なものが奪われ、こうした無形の価値は、もはや再生できないのではないかと思います。（第一陣原告７番の供述）。

「（浪江での人間関係と事故後の人間関係は）同じような人間関係ではありません。浪江では、三代前ぐらいのご先祖時代からここのうちはこうなんだからって、だから悪さをしたらすぐおじいちゃんあれだからとかって、もう地域で子供たちを育てていたような関係でしたし、こちらではもう、これからの生活をどうしようっていうようなことばかり。（第一陣原告２０番の供述）」

2　自然環境の破壊による精神的苦痛

（１）自然環境の破壊による精神的苦痛

自然環境もまた、住民に恵みをもたらす重要な存在であり、住民が守り、代

々受け継がれてきた、かけがえのないものであった。

自然環境の破壊による精神的苦痛について、第一陣原告１番は、次のように表現している。

「孫たちはもう楢葉町で笑顔で遊びまわることはできません。ホトトギス山も木戸川も公園も畑も田んぼも海もそのままそこにあるのに、原発のせいですべて目に見えない放射能で覆い尽くされ、それを取り巻く環境が変わってしまいました。孫が一度だけお墓参りに来てくれましたが、暑い日だったのに長袖・長ズボン・手袋防止に長靴をはかせて、マスクまで用意しました。その時は、「土や水を触ってはだめだよ」とか「落ち葉を触ったら手を洗いなさい」と言いました。その時の孫の戸惑った様子を見て、涙が出ました。私の築き上げてきた大事な故郷はもうここにはないんだと思わされた瞬間でした（第一陣原告１番の供述）。」

「（原発事故前は、庭の池のほとりで、）雲がなく良く晴れわたって、特に満月の出る夜など、一升瓶をもってここに出かけることがありました。山中の月という詩が取っても好きなんで、大きな声で、誰にも聞こえませんから、大きな声で詩を吟じたりしておりました。」「しかし、原発事故後、茶室でお茶を飲んだり、この場所でお酒を楽しんだりは全くやっていません。こういうところで、こんなことを実際に楽しむとか、茶室でお茶をするというのは、日常の生活の一コマというか、延長というか、そういう中で初めてできることなんで、環境が現在のように、その日常生活がすべて断ち切られてしまった以後は、こういうことを楽しもうという気にはなれない。帰ってむなしいものを覚えてしまうというので行っていません。（涙が出てくるような、）残念です。（第一陣原告１番の供述）」

（２）自然からの採取活動（マイナーサブシステンス）喪失による精神的苦痛

また、原告らは、採集活動を通じても自然と深く繋がっていた。

自然の採取活動に伴う多面的な価値・効用（マイナーサブシステンス）の詳

細については、本日提出の準備書面５において改めて指摘するが、マイナーサブシステンスの営みは、単なる娯楽を超えて多面的な意味を有し、自然環境との一体性による充実感や、地域コミュニティの中での他人とのかかわりをとおしたアイデンティティや誇りをももたらしていた。

このような価値は、一定の地域の自然環境とのかかわりを蓄積しなければ得られない。

すなわち、長い間日常生活を営んでいた地域だからこそ、あるいは長い間日常生活を営んでいた住民からの知識の継承があるからこそ、形成されるものである。このような価値の喪失は、「精神的には本当に滅入りますね。やっぱり自分自身、自信をなくすというか、本当に自分を見失うような感じもしたこともあります」（第一陣原告７番の供述）と述べるように、単なる一娯楽の喪失ではない。

生きがい・アイデンティティ、誇りそのものの喪失である。この精神的損害は重大である。

また、一定の地域で長い間活動を蓄積した成果の喪失という点で、避難先の生活になじめず、そこでの職業生活や娯楽が見いだせず手持無沙汰な日々が続く苦痛という日常生活阻害とは異なるものであり、避難慰謝料に包含できるものではない。この喪失は、故郷喪失損害の重要な要素をなしているのである。

３　自宅の喪失による精神的苦痛

（１）自宅の喪失による精神的苦痛

自宅の喪失により、原告らは深い悲しみを感じている。

「家族で幸せな生活を送っていたマイホームの荒れ果てた姿を見るのは、本当に辛いです。また、夫が苦労して開業した動物病院についても同様です。荒れ果てた病院の姿を見るたびに、夫の夢だった動物病院の経営も、そこでの地域の人たちとの触れ合いも、もう二度と取り戻せないことを痛感するのです。（第一陣原告４番の供述）」

「原発事故の避難者が口をそろえて言うことは、一時帰宅するたびに自分の家が廃墟化していくのを見るのが悲しいという嘆きの声です。苦労してそろえた家の中のほとんどの生活用品や家具類は、原発事故の放射能のために汚染し、新品のものでも外に持ち出すことができなくされてしまいました。それでも、毎月何時間もかけて警戒区域の作に囲まれている無残な姿になってしまった自宅に一時帰宅するのは、この町で若いときから苦労して建てた自分の家やお店に愛着があり、簡単には捨てられない大事な家族の思い出があるからなのです。一時帰宅し、痛んでいく家の片づけをしていても、走馬灯のように楽しかったことや家族で苦労してお店を繁盛させてきたことが思い出され、懐かしさと悲しさが入り混じり、原発事故さえ起らなければ、こんなことにならなかったと強い憤りと喪失感を毎回感じてしまうのです。そして、こんな自宅の片づけをしても帰還できなかあったら無駄ではないかと思いつつも、もしからしたら帰還できるのではという気持ちが過ぎり、毎月、一時帰宅して自分の家の手入れをしているのです。（第一陣原告５番の供述）」

「東電基準での賠償金が支給されても、お金では買えない、大切な家族の歴史が強制的に奪われた喪失感と先の見えない絶望感。楢葉町に置きっぱなしの家財や私物は半ばごみと化していましたが、2014 年 10 月 6 日に東電職員の「自宅片づけ」を依頼し、今まで手につかなかった、心の整理ができなかった家財を処分することにしました。自宅は、かわいそうだけど今は、「ただの別荘」のような扱いにしかならないです。（第一陣原告１０番の供述）」

「夫と二人でマイホームを建てて、穏やかに暮らしていた我が家の惨状を見るたびに、涙がこぼれます。この涙は、怒り、悲しさ、そして無念さなのです。荒れ果てた我が家を見るたびに、あの時から時間が止まっているかのようで、静まり返っている家の中で、かつての暮らしが思い出されます。辛いことや悲しいこともあったはずなのに、楽しい、良い思い出ばかりしか浮かびません。それだけ、故郷である双葉町と我が家に愛着があったからだと思います（第一陣原告１３番の供述）」

（２）自宅の喪失による精神的苦痛は、住民らに共通していること

なお、被告は第一陣原告３番に対する反対尋問において、特別な工法であろうと普通の工法であろうと、故郷の自宅を失う気持ちというのは同じではないかと質問し、第一陣原告３番は「はい」と答えている。

自宅を失うことによる精神的な苦痛において、自分だけ特別なのかと問われれば、誰しも同じだと答えるのは当然である。しかし、故郷を失うことへの精神的苦痛、喪失感は、元来主観的なものであって、他の避難者・原告と比較して差があるかどうかを問い詰めること自体が誤りである。第一陣原告３番にとって、この神社建築の工法によって建てた自宅は思い入れのあるものであり、喪失感は人一倍大きい。しかし他の被害者と比較するような発想は持っていない。

同様のことは、第一陣訴訟における多くの原告本人尋問において語られた。家族で設計に知恵を絞ったこだわりの家、父親が一緒に木材の加工をしてくれた大事な家、子供たちの成長を願って広い庭やリビングをしつらえた家。それぞれに人一倍の喪失感を訴えた。しかし、ほかの被害者と比較する原告は一人もいなかった。懐かしい自宅は、それぞれにとって格別の大切なものであり、かけがえがないということである。

４　文化の継承（長期継承性・固有性）が絶たれる事に対する精神的苦痛

故郷には先祖伝来のお祭りや神事などがあり、原告ら故郷の住民は、そのお祭りなどの主催者や演者となり、また、お祭りに遊びに来ることによって、地域の住民の交流の場であった。

そのお祭りや神事も、古くから伝わる、当該故郷を象徴するものであって、原告ら故郷の住民にとっては、誇りの一つでもあり、維持し承継するべきものであった。

原告らが、文化の継承が絶たれることに著しい精神的苦痛を感じるのは、故

郷には先祖伝来のかけがえのないものが多く（長期継承性・固有性）、それらへの強いこだわりや使命感が傷つけられたことに由来する。

原告ら住民の多くにとっては、まず、第一に、自宅や土地は先祖から受け継いだものであった。

自宅や土地は、家族のだんらんの場であるとともに、コミュニティの親戚、近隣住民とのだんらんの場でもあり、プライベートな場でもあるが、コミュニティの一部でもある存在であった。

また、自宅や土地は、その地で先祖や自分たちが培ってきた努力の成果の現れでもあり、「本家」の象徴でもあった。こうして、自宅や土地は、コミュニティの中で、人間関係のひだを作り、そうして、コミュニティの人間関係は、様々な色合いを帯びた味わい深いものとなっていた。

農業を営んでいた人にとって、土地は自然環境であるとともに、生活の糧であり、自然環境に働きかけ、当該地域の自然環境の特性を把握しながら、代々、長年にわたり土地を改良したり、作物を改良したりして、農業を発展させてきた。そのため、農地は先祖代々及び自分自身の努力の結晶であり、一朝一夕で現在の状態になったものではなかった。

このように、自宅、土地は、先祖代々及び自分たち世代の努力の成果であり、それは先祖から「預かったもの」であり、少しでも発展させて次の世代に渡すべきものであった。

そして、先祖伝来のお祭りや神事などは、「故郷で預かったもの」の継承（長期継承性・固有性）の象徴であることから、この継承が絶たれることに原告らは強い精神的苦痛を受けている。

5　精神的拠り所としての故郷の喪失

原告らにとって故郷とは、これらの故郷での生活全般であった。

すなわち、原告らにとって故郷とは、自然の中での、家族や地域住民と触れ合いながら送られるかけがえのない日常の生活全般であり、人生そのものであ

った。

その生活の中で、住民一人ひとりは、他人から名前と存在が認知され、コミュニティの中で、大切な一人ひとりとして位置付けられていた。

既に述べてきたとおり、コミュニティも、自然も、自宅も、文化も、原告らのアイデンティティに深く根ざした存在であった。

そして、故郷の住民は、コミュニティの中に職業を見つけ、コミュニティと密接に関連しながら生活の糧を得ていた。すなわち、生産と生活の諸条件は一体のものであった。

このような日常空間において、原告ら故郷の住民は、それぞれ「居場所」を持っていたのである。

こうして、原告らは、長い間の人間関係の積み重ねにより築き上げられた、他では代えることはできない固有性ある基盤の上に、安心して日々の何気ない日常を送っていた。

「（事故前の故郷での生活は）悩みとは全く無縁でした。生活の心配がないっていうことが、何よりもあります（第一陣原告２０番の供述）」

しかし、本件事故により、原告らは、営々と築いてきた固有性ある基盤を全て失ったのである。

原告らはその苦痛を次のように表現する。

「もう帰還しない、できないということになれば、私と妻は、かけがえのない故郷を奪われたことになります。都会の生活と違って、私たちのように、この地域で長年生活してきたものにとって、故郷の喪失という事態は、誠に深刻な打撃です。これまでこの地で積み上げ、築いてきた人生を、すべて奪われ、破壊されたに等しいものと思います。（第一陣原告３番の供述）」

「いろんなところを避難して、そのときそのときこの地になじもうとか、ここで頑張ろうってずっと思ってきましたし今現在もいわきにお世話になって頑張ろうと思うんですけど、何かいつも私の居場所はここじゃないんじゃないかなって、ここでいいのかなっていうふうにいつも思って、帰れるかどうかわか

らないですけど、やっぱり双葉で生活した幸せな時代が自分の今までの人生の中では幸せだったので、帰れるようになったら自分たちは今子供たちも自立していないので２人だけですので、戻ってそういう幸せだった時代のことを思いながら、何か老後を暮らしたいなって思っています。本当に年数がいくたびにどんどんどんどんなにかいいところしか思い出せないんです。楽しかったことしか思い出せないので、そんな思いでしてます。（第一陣原告４番の供述）

「あの楽しかった日を思い出すたび、なぜ、私たちはこんな目に遭わなければならないのかと今でも悲しい思いと悔しい思いで胸がいっぱいになります。（第一陣原告５番の供述）」

「浪江の皆さんが集まったときに、（兎追いしからはじまる）故郷という歌を今聞くと、胸をぐっとつかんで、ぐうっとこうゆすぶられるような寂しさ、悲しさ、悔しさがあります。それで、4 小節か 8 小節ぐらい聞くともうみんな慟哭し、聞いていることもできない、演奏することもできないという状態になってしまいます。会場全体が、もう、動揺して、最後には本当に体を震わせて泣いてしまいます。それで、ここ２年ぐらいは、「故郷」を歌わないでくださいとお願いしています。（第一陣原告２０番の供述）」

6　小括

本件事故により、かくも多様で豊かな人の営みが、奪われた。

その結果、原告らは多大な精神的な苦痛を被っている。

第一陣原告による数々の供述からも窺えるとおり、その苦痛は、アイデンティティの危機をもたらすものであり、まさに筆舌に尽くしがたい苦痛である。

故郷での生活を失った原告らは、不安や孤立を深め、本件事故から約１０年近くが経過したときでも、福島県内での震災関連の自殺者は存在していた。

第一陣判決が、原告らが被っている甚大な苦痛を正面から受け止めているか、本訴訟を通じて改めて問われなければならない。

以上